

立川市諏訪の森広場条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 23 日

提出者 立川市長 清 水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段及び第 244 条の 2 第 1 項の規定による。

## 立川市諏訪の森広場条例

### (設置)

第1条 地域の活性化を図るためにぎわい及び活力を創出する場所並びに市民の憩いの場所として、立川市諏訪の森広場（以下「広場」という。）を立川市柴崎町1丁目1番42号に設置する。

### (事業)

第2条 広場では、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域のにぎわい及び活力の創出に関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

### (使用の承認)

第3条 広場において、前条各号に掲げる事業のほか、その全部又は一部を独占して次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならぬ。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 写真の撮影をすること。
- (3) 映画等の撮影又は興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しを行うこと。
- (5) 演説会、講演会その他これらに類する集会を行うこと。
- (6) 貼り紙若しくは貼り札をし、又は広告を表示すること。
- (7) その他管理上制限が必要と認められる行為をすること。

2 前項に規定する承認を受けようとする者は、市長が必要と認めた事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

4 市長は、第1項又は前項に規定する承認に広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の不承認)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用を承認してはならない。

- (1) 第9条各号に掲げる行為をするおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) その他不適当と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項に規定する使用料は、使用の承認をする際に徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、後納することができる。

(使用料の免除)

第6条 市長は、特別の理由があると認めたときその他規則で定める事由があると認めたときは、その使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(費用負担)

第8条 広場の使用に伴って生じる光熱水費は、使用者の負担とする。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、その全部又は一部を使用者に負担させないことができる。

(行為の禁止)

第9条 使用者及び利用者は、広場において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 広場又は附属物を汚損し、損傷し、又は損壊すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採集し、又は土石類を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣等を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止めておくこと。

- (7) 広場をその用途外に使用すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障がある行為をすること。  
(利用の禁止又は制限)

第10条 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、その全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

- (使用権の譲渡又は転貸の禁止)
- 第11条 使用者は、その使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

- (原状回復の義務)
- 第12条 使用者は、広場の使用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

- (損害賠償)
- 第13条 広場又は附属物に損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (届出事項)
- 第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 広場の使用を終了したとき。
- (2) 広場又は附属物を汚損し、損傷し、又は損壊したとき。
- (3) 第12条並びに次条第1項及び第2項の規定により原状に回復したとき。

- (監督処分)
- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する使用者及び利用者に対し、この条例の規定によって行った承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者
  - (2) この条例の規定による承認に付した条件に違反している者
  - (3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による承認を受けた者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者及び利用者に対し、

前項の規定による処分をし、又は同項の規定による必要な措置を命ずることができる。

- (1) 広場に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
  - (2) 広場の保全又は利用に著しい支障が生じたとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めたとき。
- 3 市長は、第1項の規定により使用者及び利用者が受けた損害については、賠償の責めを負わないものとする。

(広場の開放)

第16条 広場は、この条例の規定による承認を受けて使用する場合又は第10条の規定により利用を禁止し、若しくは制限する場合を除き、広く一般に開放することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 区分         | 金額 |
|------------|----|
| 1平方メートルにつき | 5円 |
| 1日当たり      |    |

備考

- (1) 使用料の額を算出する基礎となる面積が1平方メートルに満たないとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- (2) 使用者が入場料その他これに類するもの（以下「入場料」という。）を徴する場合における使用料は、使用の承認をした区分（以下「使用区分」という。）のうち入場料を徴する使用区分に係る使用料に、次に掲げる率で算定した額を加算する。

ア 入場料の最高額が1人当たり1,000円を超える、2,000円以下であるときは、

100分の50

イ 入場料の最高額が1人当たり2,000円を超えるときは、100分の100

(3) 次のいずれかに掲げる用途で使用する場合における使用料は、使用区分のうち準備及び原状回復に要する部分を除く使用区分に係る使用料に100分の50を加算する。

ア 営業を目的とする録音、録画及び撮影

イ 専ら営利を目的とする行為

(4) 使用区分には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。

(5) 1件の金額が100円未満の端数が生じたときは、これを100円とし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(参考)

# 案 内 図

## 柴崎町1丁目

立川市諏訪の森広場

3, 971.71 m<sup>2</sup>



